

職員と生徒及び保護者との連絡手段に関わる校内規定

1 趣旨

職員と生徒及び保護者との間の連絡手段に関わる取り扱いは、この規定の定めるところによる。

2 連絡手段に関わる取り扱いの原則

- (1) 職員は、生徒から携帯電話番号、電子メールアドレス又は通話アプリケーションのアカウント等（以下「電話番号等」という。）の個人情報を取得しないこととする。ただし、やむを得ない場合には必ず管理職に相談すること。
- (2) 職員は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職の許可を得た上で職員が生徒及び保護者に対して自身の電話番号を提供できる。
- (3) 職員は保護者との間で、第3項で定める電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等を行わないこととする。
- (4) 職員は、不要となった生徒・保護者の電話番号等は直ちに削除することとする。

3 連絡手段

- (1) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等を利用した通話や電子メール
- (2) LINE等の通話アプリケーション
- (3) インスタ、フェイスブックなどのSNS
- (4) その他、教員と生徒及び保護者との間の個人的連絡を仲介するもの

4 個人情報の取得及び提供する情報に関する事項

- (1) 職員は、生徒の保護者の電話番号等の個人情報を取得する場合は、第5の(1)のアで定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
 - ア 電話番号等を取得する対象は、**P T A役員、担任する学級の生徒の保護者及び顧問をする部活動等の生徒の保護者**に限定することとする。（生徒会等も含む）
 - イ 保護者から取得する情報は、**保護者の携帯番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限ることとする。**
 - ウ やむを得ない事情（第5の(1)のアで定める場合を除く。）により個人情報を取得する必要がある場合は、校長の判断によることとする。
- (2) 職員は、保護者に対して自身の電話番号等を提供する際は、第5の(1)のアで定める場合に限ることとし、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
 - ア 保護者に提供する情報は、**職員の電話番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限ることとする。**
 - イ 電話番号等の情報を提供する対象は、**P T A役員並びに担任する学級の生徒及び保護者並びに顧問をする部活動等の生徒及び保護者に限ることとする。**

ウ やむを得ない事情（第5の（1）のア及びイで定める場合を除く。）により個人情報を提供する必要がある場合は、校長の判断によることとする。

5 電話番号等の利用に関する事項

（1）職員は、保護者との間で、**メールなどによる私的な連絡等を行わないこととし、次に定める場合及び時間帯に限ることとする。**

ア 職員と保護者との間の連絡は、**生徒の生活・学習状況、PTA役員、授業、部活動及び安全上の緊急連絡を行う場合に限ることとする。**

イ 連絡を行う時間帯は、緊急の場合を除き、**原則、午後7時までとする。**

（2）職員は、生徒又は保護者から、メール等による私的な悩みなどに関する相談があった場合は、**メール等による相談を行わず、学校において直接面談することとし、当該相談状況を教頭に報告の上、対応について協議することとする。**

6 個人情報等の管理に関する事項

（1）**校長、教頭及び職員は、取得した個人情報を、他者へ公開及び提供しないこととし、また、流出することのないよう安全管理対策を講じることとする。**

（2）職員は、個人情報流出の可能性がある場合、直ちに教頭に報告することとする。

（3）職員は、不要となった生徒及び保護者の電話番号等を、直ちに削除又はシュレッダー処理の上、教頭に処理が終了したことを報告することとする。

7 その他

本規定の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

附則

令和6年4月6日制定